

**令和4年度赤土等流出防止対策検証事業委託業務  
企画提案応募要領**

**1 業務の概要等**

(1) 委託業務名

令和4年度赤土等流出防止対策検証事業委託業務（以下「本委託業務」という。）

(2) 業務目的

本県では、赤土等の流出及びそれに伴う環境への影響等の現況と課題を踏まえ、赤土等の流出防止対策を総合的・計画的に推進していくこと目標に、平成25年に策定した「沖縄県赤土等流出防止対策基本計画」（旧計画）が令和3年度に終期を迎えた。

そこで、海域における赤土等の堆積状況等および陸域における対策状況等の調査・検証するとともに、本県の赤土等流出問題の現状と課題を踏まえた、第2次沖縄県赤土等流出防止対策基本計画（以下「新基本計画」という。）を策定に向け、基礎的な調査、関係者への意見聴取及び資料の作成等を行うことを目的とする。

(3) 業務内容等

別紙仕様書のとおり

(4) 業務委託の期間

契約締結の日から令和5年3月17日までとする。

(5) 予算額

令和4年度の業務委託料上限額は、79,145千円以内（消費税率10%の額を含む。）で企画提案すること。ただし、この金額は企画段階の目安であり、契約金額ではない。提案採択後、金額及び業務内容を調整することがある。

**2 参加資格**

次の要件を全て満たす法人とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年法律第16号)第167条の4第1項の規定を準用し、一般競争入札参加資格を欠く者でないこと。

(2) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体ではないこと。

(3) 本業務を円滑に履行することができる運営体制が整備されている者。

(4) 本応募要領や別紙仕様書等に記載された趣旨をすべて了解する者。

(5) 沖縄県内に本店、支店又は営業所等を設置する者。なお、応募は共同企業体でも可とするが、この場合の要件は、次のとおりとする。

ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。

イ 共同企業体を構成する全ての事業者は、(1)から(4)及び(6)ら(14)の要件を満たしており、共同企業体のうち、一者以上が沖縄県内に本店、支店又は営業所等を設置していること。

なお、業務の効果的・効率的な実施の観点から、共同企業体を代表する事業者は

沖縄県内に本店、支店又は営業所等を設置する者とする。

ウ 共同企業体を代表する事業者は、構成員のうち最大の出資割合であること。

エ 共同企業体を構成する事業者間には、資本の提携がないこと。

(6) 県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

(7) 沖縄県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札への参加停止の処分を受けていないこと。（他県等においても同様とする。）

(8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更正手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(9) 自己又は自社の役員等が以下の要件のいずれにも該当する者でないこと及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう、以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(10) 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する法人又はこれに準じるものとして、沖縄県発注業務からの排除要請があり、当該状況が継続している者ではないこと。

(11) 過去 5 年間以内に国又は地方公共団体から環境関連業務の受注実績があること。

(12) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。

(13) 雇用する労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っていること。

(14) 労働関係法令を遵守していること。

※ 地方自治法施行令（昭和 22 年法律第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

### 3 応募手続き等

(1) 質問の受付・回答

ア 質問受付期限

令和 4 年 5 月 13 日（金）午後 5 時まで

イ 質問方法

質問書により 8 問い合わせ先担当者あて電子メールで行うこととする。なお件名を「【質問】赤土等流出防止対策検証事業委託業務企画提案」とすること。

また、メール送信後は念のため受信確認を行うこと。

ウ 回答方法

(2) 企画提案書等の提出

持参又は郵送等で提出すること。郵送の場合は配達記録等到着確認が可能な手段をとるものとし、期限内に到着するよう送付すること。

ア 提出期限

令和4年5月23日(月)午後5時(必着)

イ 提出場所

沖縄県環境部環境保全課(県庁4階)

ウ 提出部数

次の(ア)～(セ)の書類を1セットとし、10部提出すること。(1部は原本、残りはコピー可。)なお、(カ)に添付する定款等の書類は、1部とする。

エ 提出書類等

企画提案書はA4版を基本とし、簡潔で分かりやすく記述すること。また、企画提案書の内容は、別紙「仕様書」の内容を踏まえ、下記事項について記述すること。

(ア) 企画提案参加表明書【様式1】

(イ) 企画提案書【様式2、3】(基本方針、業務提案・業務手法の概要)

本委託業務を実施するに当たっての基本的な方針、業務を遂行するに当たっての提案及び手法について、記述すること。

(ウ) 業務全体のフロー【様式4】

(エ) 業務全体の工程表【様式5】

(オ) 業務遂行体制

以下の項目について、本業務の業務完了までの期間を通じて、担当するすべての者について記載すること。

① 業務遂行体制図【様式6】

② 担当者の役割等【様式7】

③ 担当者の経歴等【様式8】

(カ) 見積書【様式9】

の金額は企画提案のために設定したものであり、契約金額ではない。

※ 積算内訳を添付すること。

※ 積算の費目については、以下の内容とする。

① 直接人件費

② 直接経費(上記①及び再委託費を除く)

③ 直接経費(再委託費)

④ 一般管理費((①+②-③)の10%以内)

⑤ 消費税

(キ) 過去5年間の類似業務等の実績【様式10】

※ 共同企業体の場合は、全社分提出すること。

(ク) 会社概要等【様式11】※共同企業体の場合は、全社分提出すること。

① 定款(又は寄付行為)、②収支決算書(直近3年間)を添付すること

(ケ) 誓約書【様式12】※共同企業体の場合は、全社分提出すること。

(コ) 独自提案【任意様式】

別紙で記す「仕様書」の業務内容以外の独自提案の追加も可能とする。

なお、独自提案については、委託料の上限額の範囲内において、実現が確約できることについてのみとする。

- (サ) 県税、消費税及び地方消費税について滞納がないことを確認できる書類
- (シ) 労働保険に加入していることが確認できる書類
- (ス) 健康保険・厚生年金保険に加入していることが確認できる書類
- (セ) 社会保険に加入義務がないことについての申出書【様式13】  
(加入義務がない場合)

(3) 沖縄県からの疑義照会

提出された企画提案書等について、後日、沖縄県から照会することがある。

## 4 審査

(1) 企画提案審査（1次審査）

企画提案者が3者以上の場合は、環境政策課内で書類審査（1次審査）を実施する。  
書類審査後、1次審査通過者については、企画提案書等の内容について、ヒアリング（企画提案選定委員会によるプレゼンテーション及び質疑（2次審査））を実施する。

(2) 企画提案選定委員会（2次審査）

ア 日時（予定）

令和4年6月上旬（予定）

イ 場所（予定）

沖縄県庁内会議室

ウ ヒアリングに関する留意事項

(ア) 現時点でのヒアリング時間は、発表20分、質疑応答10分を予定。

(イ) 指定された時間を10分以上超過しても審査会場へ来ない場合は、特段の事情がある場合を除き、辞退したものとみなす。

(ウ) プレゼンテーションに際しては、期限内に提出した企画提案書のみを用いるものとし、提出期限後の修正及び追加資料は一切受け付けない（ただし、企画提案書の内容をプロジェクターを用いて説明することは可とする）。

(エ) プレゼンテーションに使用するプロジェクター及びPCについては、県で準備する。利用希望者は事前に、8 問い合わせ先担当者 と調整すること。

(オ) 最も優れた企画提案者を第一位入選者として選定する。

(3) 審査結果の通知

ア 企画提案審査（1次審査）

1次審査通過者にのみ、2次審査の日時等を通知する。

イ 企画提案選定委員会（2次審査）

全ての企画提案者に対し、環境政策課から審査結果（採用・不採用の結果）のみを通知する。

審査結果の通知は、企画提案選定委員会（2次審査）の翌日以降とする。

#### (4) 委託契約

本委託業務に係る委託契約は、原則として第一位入選者となった者で行う。ただし、沖縄県と第一位入選者との間で、委託に関して必要な協議が合意に至らなかった場合、企画提案内容と実際の業務計画の詳細が著しく乖離しているものと沖縄県が判断した場合、記載事項の虚偽報告や何らかの不正行為があったと判断される場合、応募要領に違反すると認められる場合等は、選定後でも当該入選者を失格とし、審査会において次点であった企画提案者に業務委託先の変更ができるものとする。

共同企業体の場合は、契約時に、各構成員間で締結した協定書を契約書に添付することとする。なお、協定書の主な内容は、以下のとおりとする。

目的、名称、構成員の住所及び名称、共同企業体の代表者、代表者の権限、構成員の責任、取引金融機関、構成員の脱退等に関する措置、瑕疵担保責任、協議事項等

### 5 企画提案書等の評価基準

#### (1) 企画提案の内容等

##### ア 基本的事項

(ア) 事業の背景・目的について、的確に理解・把握しているか。

(イ) 提案内容が体系的に構成され、わかりやすい内容となっているか。

(ウ) 全体フロー、全体工程表の内容は妥当か、実現性はあるか。

##### イ ドローン及び人口衛星画像を活用した赤土等流出防止対策状況及び沿岸環境調査

(ア) 赤土等流出防止対策の検証が可能な調査地区の選定および解析方法が提案されているか。

(イ) 他の調査結果と整合をとり、精度が確保する方法が検討されているか。

##### ウ 現況調査

本県及における赤土等流出の現状と課題等の動向が的確に把握できる調査手法、解析・整理方法が提案されているか。

##### エ 新基本計画の基本的事項の設定

旧基本計画で残された課題や県の新たな振興計画を勘案し、本県の特性や課題等を踏まえた新基本計画の基本的事項（背景、目的、現状と課題、計画の基本方針・目標設定、計画の推進体制、モニタリング計画、進捗管理等）の基本方針が提案されているか。

##### オ 各種計画との関連性の整理

新基本計画と各種法令及び関連計画等との関係や整合性を理解しているか。

##### カ 新計画の進捗管理手法の検討

進捗管理手法、評価方法及び評価結果の活用方法について、合理的かつ効果的な手法が提案されているか。

##### ク 検討委員会の設置・運営

委員構成、委員会の運営方針が妥当であるか。

#### (2) 独自提案

独自提案の内容は、具体性・実現性・発展性・創造性はあるか。

#### (3) 費用の妥当性

- 積算内容、経済性は妥当であるか。
- (4) 業務遂行体制・業務実績の評価  
業務遂行体制、人員配置は妥当であるか。
- (5) 業務実績  
同種又は類似業務実績は十分か。

## 6 留意事項

- (1) 本企画提案コンペに係る提案書作成や企画調整及び移動等に要する経費については、すべて参加者の自己負担とする。
- (2) 提出された各書類については返却しない。なお、本委託業務に係る提案書類及び内容等については、環境保全課（本コンペ関係者のみ）及び審査委員以外に一切公開しないものとする。
- (3) 委託企業選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。
- (4) 選定結果についての質問や異議申し立ては受け付けない。
- (5) 第2次赤土等流出防止対策基本計画の骨子案および赤土等流出防止基本計画の最終評価に関する資料は応募希望者にのみ提示する。希望者は8 問い合わせ先担当者と調整すること。

## 7 委託者決定後の業務遂行にあたって

- (1) 採用された企画内容等については、実施段階において予算や諸事情を勘案し、沖縄県との協議により変更することがある。
- (2) 本応募要領に記載されていない事項が発生した場合、あるいは記載事項に疑義が生じた場合は沖縄県と協議すること。
- (3) 受託者から提出される実績報告書に基づき、受託者が業務の実施に要した経費等から支払うべき額を確定する「精算」の方法とする。ただし、実施計画書に基づき執行状況に応じ、委託契約額の90%の範囲内で概算払いをすることができる。
- (4) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

### ※ 沖縄県財務規則第101条第2項

#### (契約保証金)

第101条 令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額（長期継続契約に係る入札にあつては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額）の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算 決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指

定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

- (3) 令第 167 条の 5 及び令第 167 条の 11 に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去 2 箇年間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(4)～(12) 省略

## 8 提出先及び問い合わせ先

住 所：〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号（沖縄県庁 4 階）

部課名：沖縄県環境部環境保全課

担当者：知念

電 話：098-866-2236 FAX：098-866-2246

e-mail：[aa038008@pref.okinawa.lg.jp](mailto:aa038008@pref.okinawa.lg.jp)

時間：月曜～金曜（祝祭日を除く） 8:30～17:15